令和3年11月9日 告示第110号

(趣旨)

第1条 この告示は、民間企業等の企画提案により広告媒体として市が保有する 財産等(以下「市有財産等」という。)を活用することについて必要な手続を 定めるものとする。

(対象となる市有財産等)

第2条 企画提案による広告媒体の対象は、市有財産等とする。ただし、別に定 めるものを除く。

(企画提案者)

- 第3条 企画提案をすることができる者(以下「企画提案者」という。)は、次 の各号のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各 号に規定するもの
  - (2) 吉野川市有料広告掲載取扱要綱(平成20年吉野川市告示第86号)第 4条の2各号に規定するもの

(企画提案の内容)

- 第4条 企画提案の内容は、次の要件を満たすものでなければならない。
  - (1) 市の事務又は事業の実施に支障を及ぼさないものであること。
  - (2) 市有財産等の用途又は目的を妨げないものであること。
  - (3) 吉野川市有料広告掲載取扱要綱第4条各号のいずれにも該当しないものであること。

(事前協議)

- 第5条 企画提案者は、企画提案の内容について市長に対し事前に協議しなければならない。
- 2 前項の協議は、吉野川市有料広告企画提案事前協議申出書(様式第1号)の 提出により行うものとする。

(企画提案の申出)

- 第6条 企画提案者は、前条第1項の規定による事前協議を行った後、企画提案 をしようとするときは、吉野川市有料広告企画提案書(様式第2号)に次に掲 げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 誓約書兼承諾書(様式第3号)
  - (2) その他市長が必要と認める書類

(企画提案の採択等)

- 第7条 市長は、前条の規定による企画提案の申出があったときは、その内容を 審査し、採択の可否を決定し、吉野川市有料広告企画提案採択(不採択)通知 書(様式第4号)により当該企画提案者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により企画提案の採択の可否を決定しようとするときは、 第16条第1項に規定する吉野川市企画提案型有料広告審査会の意見を聴くも のとする。
- 3 市長は、第1項の規定により企画提案の採択を決定したときは、その内容を 公表するものとする。

(広告掲載の期間)

第8条 前条第1項の規定により企画提案の採択を受けたものの広告掲載の期間は、3年を限度とする。

(広告掲載料の納付)

第9条 第7条第1項の規定により企画提案の採択を受けた者(以下「採択事業者」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(費用負担)

第10条 第7条第1項の規定により企画提案の採択を受けたものの広告掲載に 係る費用は、採択事業者の負担とする。

(企画提案に係る諸権利)

第11条 広告掲載の期間が終了した後における第7条第1項の規定により企画 提案の採択を受けたものに係る権利は、市に帰属するものとする。

(採択の取消し)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、採択事業者への催告その他の手続きを要することなく、企画提案の採択を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。
  - (1) 採択事業者が第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (2) 指定された期日までに採択事業者が広告掲載料を納付しなかったとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、広告掲載が困難であると認められる相当の 理由があるとき。
- 2 市長は、前項の規定により企画提案の採択を取り消し、又は掲載した広告の 削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、採択事業者が損害を受ける ことがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既に納付し た広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取りやめの申出)

第13条 採択事業者は、広告掲載取りやめ申出書(様式第5号)を提出し、広

告媒体への広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

- 2 採択事業者は、前項の申出をした後に掲載した広告を削除しなければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取りやめた場合は、採択事業者は、既に納付した広告掲載料の返還を求めることができない。

(広告掲載料の返還)

- 第14条 第7条第1項の規定による企画提案の採択後において、採択事業者の 責めに帰することができない理由により広告を掲載することができなくなった ときは、既に納付した広告掲載料を返還するものとする。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告を掲載することができなくなった日の属する月の翌月から起算した月数に応じ、月割りにより算定した額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、広告を掲載することができなくなった日が広告掲載期間前である場合は、全額とする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。 (採択事業者の責務)
- 第15条 採択事業者は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。
- 2 採択事業者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 採択事業者は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、採択事業者の 責任及び負担において解決しなければならない。

(企画提案型有料広告審査会)

- 第16条 企画提案の内容の審査等を行うため、吉野川市企画提案型有料広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、次の職にある者をもって充てる。
  - (1) 総務課長
  - (2) 市長公室長
  - (3) 財政課長
  - (4) 企画提案の内容により、その都度委員長が指名する関係課等の長 (職務)
- 第17条 委員長は、審査会の会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が 指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第18条 審査会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を 聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第19条 審査会の庶務は、市長公室において処理する。

(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、令和3年11月9日から施行する。